

一般社団法人移行時の「最初の代議員」選出のための代議員選挙の実施

一般社団法人移行時の「最初の代議員」選出を、一般社団法人移行後の新定款（平成24年3月15日開催の評議員会にて承認一以下、「新定款」という。）附則3の定めに基づき、次の通り実施します。

1. 「最初の代議員」の選挙方法

「最初の代議員」選出のための選挙は、新定款第13条及び「学士会代議員選挙規則」（平成23年度第2回評議員会承認）を準用して行う。その際、同規則第4条、第5条第3項及び第6条第3項の「代議員会」は「評議員会」と、また第6条第3項の「代議員」は「評議員」と読み替える。

（参 考）

新定款附則3

本会の最初の代議員は、第13条の代議員選挙と同様な方法で予め行う代議員選挙により、最初の代議員として選出された者とする。

2. 選挙管理委員会委員及び選挙区委員会委員の委嘱と各委員会の発足

理事長は、「学士会代議員選挙規則」第5条及び第6条の定めに基づき、本評議員会において、選挙管理委員会委員（7名一各選挙区1名）及び選挙区委員会委員（各選挙区5名）の推薦を求め、その推薦に基づき速やかに各委員を委嘱する。

理事長は、委嘱後速やかに選挙管理委員会の最初の会合を招集し、同委員会を発足させる。

選挙管理委員会委員長は、各選挙区委員会の最初の会合を招集し、各選挙区委員会を発足させる。

3. 選挙区代議員基礎定数の決定

本評議員会において、「学士会代議員選挙規則」第4条に定める各選挙区に均一に配分する選挙区代議員基礎定数を決定する。

4. 代議員選挙の実施

代議員選挙は、本年度中に選挙管理委員会が新定款及び代議員選挙規則を準用して実施する。
（告示予定日は、11月1日）

以上